

令和6年第1回東広島市議会臨時会

報 告 事 項

令和6年1月

目 次

| | | |
|-----------|------------------|---|
| 報 告 第 1 号 | 専決処分の報告について…………… | 1 |
| 報 告 第 2 号 | 専決処分の報告について…………… | 3 |

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月26日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

12万円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和6年1月10日

(報告理由)

令和5年12月9日、東広島消防署北分署の敷地内において、停車していた消防車のブレーキがかかっていなかったことにより、当該消防車が前進し、及び前方に駐車していた普通自動車に追突し、当該普通自動車の後部バンパー等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月26日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

地方自治法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和6年1月12日

東広島市長 高 垣 廣 徳

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東広島市監査委員条例の一部改正)

第1条 東広島市監査委員条例(昭和49年東広島市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年東広島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(東広島市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 東広島市下水道事業の設置等に関する条例(平成27年東広島市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年東広島市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

